妙高市社会教育関係団体

登録のしおり

妙高市教育委員会では、文化芸術、スポーツ、生涯学習などの自主的な活動を行っているグループやサークルなどの団体に対して、活発な活動を支援するため「社会教育関係団体の登録制度」を実施しています。

１．社会教育関係団体とは

「社会教育関係団体」とは、社会教育に関する活動を行うことを主な目的として自主的な活動運営を行っている団体で、「妙高市社会教育関係団体の登録に関する規則」に基づく基準を満たし、教育委員会が登録した団体のことです。

ただし、企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル等の一環として活動を行っている団体、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体は、社会教育関係団体の活動とは認めていません。

２．社会教育に関する活動とは

社会教育に関する活動とは、個人の教養を高めるとともに、「技術の習得や教養を高める」「生活を充実させる」「地域を活性化する」ことなどを目的として組織的に行う、様々な活動のことです。

【活動事例】

◆学習活動（講演会、講習会、勉強会等）
◆スポーツ・レクリエーション活動（スポーツ、野外活動等）
◆文化・芸術活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画等）
◆ボランティア活動
（子ども・高齢者等へのボランティア、まちづくりのボランティア等）

３．自主的な運営とは

文化芸術・スポーツ・生涯学習等の活動を行う人たちが自発的に団体をつくり、活動の目的・内容・方法・役割分担・予算・会費等を会員全体で話し合い、活動を進めていくことであり、これが「自主的な運営」です。

また、ふだんの活動の成果を地域行事等で発表し、地域へ活かす機会を設けるなどの開かれた運営が求められます。

４．登録することのできる団体

以下の①～⑥の要件を全て満たしている団体が登録できます。

① 結成から１年以上経過し、社会教育に関する活動を計画的かつ継続的に行うことを主たる目的とする団体であること。
② 規約又は会則、及び団体独自の会計を有すること。

③ 入会には特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れる開かれた団体であること。
④ 構成員が５人以上であり、構成員の過半数が市内に在住している者であること。
⑤ 団体の代表者は市内に在住している成人であること。
⑥ 地域や学校が希望する生涯学習や教育活動に積極的に協力できること。

５．次のような団体は登録することができません

・講師や指導者が代表者であったり、塾のように講師が中心となり月謝（会費）・参加費等を徴収し運営されている団体。
・営利を目的とする団体。
※会費が著しく高額である団体は、運営の主体、規約・予算書などを総合的に判断して、営利かどうか判断します。
・学習活動を行わず、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体。

６．社会教育関係団体登録後の支援内容

登録された団体の活動に対しては、次のような支援を行っています。
① サークル等を探している市民の方に、団体の活動内容や連絡先などの情報を公開します。
② 市ホームページ等へ団体の活動情報（イベントの開催周知、会員の募集など）を掲載することができます。
③ 社会教育施設などの公共施設の使用料の減免制度があります。

【主な減免対象施設】

新井地域	妙高市本庁舎（会議室等）、妙高市文化ホール、 新井総合コミュニティセンター、新井ふれあい会館、 勤労者研修センター、青少年学習施設わくわくランドあらい、 くびき野情報館（道の駅あらい内）、妙高市総合体育館、新井総合公園、 新井総合公園体育館、新井グリーンスポーツセンター、 水夢ランドあらい、新井テニスコート、矢代コミュニティスポーツセンター、姫川原コミュニティスポーツセンター、 妙高市複合施設まちなか＋（ぷらす）
妙高高原地域	妙高高原メッセ、妙高高原ふれあい会館、妙高高原体育館、 赤倉体育センター、妙高高原スポーツ公園、東赤倉テニスコート、 オールシーズンシャンツェ、杉野沢トレーニングセンター、 池の平スポーツ広場、池の平温泉イベント広場、 MYOKO BASE CAMP（妙高市テレワーク研修交流施設）
妙高地域	妙高ふれあいパーク、関山コミュニティセンター、 原通コミュニティセンター、大鹿克雪管理センター、大鹿交流館、 妙高山麓都市農村交流施設（ハートランド妙高）

※営利事業やそれに類する事業を行う場合は、施設使用料の減免を受けることができません。

７．登録方法

以下の書類を市教育委員会生涯学習課に提出してください。

① 社会教育関係団体登録申請書（別記様式第１号）
② 会則（任意様式）
③ 会員名簿（様式２）　　※連合体の場合は構成団体名簿
④ 活動計画書（様式３）　※登録する年度のもの
⑤ 収支予算書（様式４）　※登録する年度のもの
⑥ 実績報告書（様式５）　※前年度のもの
⑦ 収支決算書（様式６）　※前年度のもの
⑧ 社会教育関係団体情報（様式７）

※様式は市のホームページからダウンロードできます。
https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/579.html
※上記の③～⑦については、様式中の事項が記載されていれば、団体が独自に作成した様式でもかまいません。

８．登録の期間

登録期間は最大３年間で、当該登録の通知のあった日から、その日の属する年度の翌々年度の３月３１日までとなります。

９．登録証の交付

社会教育関係団体として承認された団体には、１団体につき１枚「社会教育関係団体登録証」を交付します。公共施設の窓口で利用申請する際、登録証を提示してください。

10．活動報告（毎年５月末までに提出）

毎年、５月末までに以下の書類を、市教育委員会生涯学習課に提出してください。

① 提出日年度の活動計画と予算書
② 提出日年度の会員名簿
③ 前年度の活動実績報告と決算書

※特例団体及び、特例団体に加盟している団体は、上記の活動報告の提出を省略することができます。ただし、必要に応じて提出を求める場合があります。
（市が指定している「特例団体」の団体名等につきましては、市生涯学習課にお問い合わせください。）

11. 団体内容の変更等

以下の場合は、生涯学習課へご連絡ください。

① 登録期間中に団体名や代表者、規約（会則）等が変更になった場合
② 団体の活動を停止した場合
③ 団体が解散した場合
④ 登録証を紛失・破損した場合

12. 登録の取り消し

登録後であっても、以下の場合は登録の取り消しや施設の使用等を制限する場合があります。

① 本しおりの「４．登録することのできる団体」の登録要件を満たさなくなった場合
② 団体が解散又は消滅した場合
③ もっぱら営利を目的とした事業を行っている場合
④ その他、登録団体としてふさわしくない行為が認められた場合

13. 活動の発展をめざして

団体の活発な活動により、「人と人」や「人と団体、地域」が交流し、地域の賑わいが生まれることは団体にも地域にもメリットを生みますので、次のような活動にも積極的に取り組みましょう。

①団体の存在、活動の内容を地域に紹介したりＰＲしたりしましょう。
【例】・作品の展示、演奏、公演の機会に参加する。
・参加を呼びかけて学習会を開催する。
・会員以外にも読んでもらう会報や機関紙を発行する。

②入会や交流を希望する個人や団体を受け入れ、一緒に活動しましょう。
【例】・入会希望者の体験入学や見学などを受け入れる。
・合同学習会や交流会等を実施し、お互いの活動に活かす。

③地域の活動等に参加し、団体として学んだことを地域社会の中に活かしましょう。
【例】・高齢者施設などのイベントに参加し、学習成果を活かしたボランティア活動をする。
・地域住民や子どもたちに学んだことを教える機会に積極的に協力する。

④学習したことを仲間と共に実践してみましょう。
【例】・健康的な食生活や郷土の料理などについて学んだ団体が、地域の方を対象にした会食会を始める。